

金田町人の動き

(2月1日現在)

世帯数	2,351
人口	8,886
人男	4,355
女	4,531
出生	13
死亡	8
転入	28
転出	8

かなだ

第141号

金田町報

発行所 金田町役場総務課

編集兼 植高芳巳
発行人

印刷所 栗林印刷所

電話 (09474) ② 0506

議会だより

議会事務局

- 議案第七号「金田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」(可決)
- 議案第七十八号「金田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」(可決)
- 議案第七十九号「福岡県市町村職員退職手当組台規約の一部変更について」(可決)
- 議案第八十号「専決処分を報告し承認を求めることについて」(可決)
- 議案第八十一号「昭和五十年年度一般会計補正予算(第五号)について」(可決)
- 議案第八十二号「昭和五十年年度有線放送電話特別会計補正予算(第一号)について」(可決)
- 議案第八十三号「昭和五十年年度同和地区住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算(第一号)について」(可決)
- 議案第八十四号「昭和五十年年度国民健康保険特別会計補正予算(第一号)について」(可決)
- 議案第八十五号「昭和五十年年度簡易水道特別会計補正予算(第二号)について」(可決)
- 議案第八十六号「昭和五十年年度水道事業会計補正特別予算(第二号)について」(可決)
- 議案第八十七号「昭和四十九年度決算の認定について」(可決)
- 議案第八十八号「下田川衛生組合規約の一部変更について」(可決)
- 議案第八十九号「財産の取得について」(可決)
- 議案第九十号「金田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」(可決)
- 議案第九十一号「単純な業務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」(可決)
- 議案第九十二号「金田町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」(可決)

昭和36年4月かすべの人は何れかの年金制度に加入するという「国民皆年金」体制が確立されました。ただ当時高令の人は国民年金の強制加入対象となされませんでしたので、福祉年金で補っていくことになり、明治44年4月1日以前生れの人が老令福祉年

みなさん、年金受給権の確保は大丈夫ですか

国民年金の未加入者はいませんか

国民年金に必ず加入しなければならない人です。加入しなければならぬ人でも、加入の手続きをしていない人は、このままでは一生を通じて年金を受けられないことになりません。このようにならないようにもう一度自分は国民年金の加入対象者でないかどうか調べてみましょう。そこで国民年金に必ず加入しなければならない人(強制加入該当者)とは20才〜60才になるまでの人で、次のような人をいいます。

- ① 農林漁業従事者、商工業者、医師、弁護士などの自営業者とその家族
- ② 厚生年金などの適用を受けていない商工業従事者とその家族

ところで国民年金は歳をとったときに支給される老令年金が給付の柱ですが、障害者や母子家庭になった時などにも年金が支給されるしくみになっています。さらに、一つの年金制度だけでは、老令(退職)年金を受けるに必要な資格を満たすことができない場合も生じますが、8つの公的年金制度相互間で、それぞれの年金制度の加入期間を通算して年金の受給資格を満たせるようになっていまして法律で決められた手続きを行っていただければ必ず年金権を確保することができるといえます。

固定資産税
『課税台帳』
の縦覧の延期
について

税務課

毎年三月一日より三月二十日まで、固定資産課税台帳を縦覧に供しておりましたが、今年度は地方税法の改正案の国会審議が大幅に遅れている関係から、今年に限り四月一日より四月二十日までに延期いたします。なお、以上の関係上、固定資産税の第一期分の課税及び納期を五月一日より五月末日までといたします。

